

平成 26 年

第 1 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成 26 年第 1 回志賀町議会定例会会議録

平成 26 年 3 月 4 日、第 1 回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午後 2 時 21 分 開会)

(出席議員 16 名)

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 福 田 晃 悦 |
| 2 番  | 稲 岡 健太郎 |
| 3 番  | 南 正 紀   |
| 4 番  | 寺 井 強   |
| 5 番  | 堂 下 健 一 |
| 6 番  | 南 政 夫   |
| 7 番  | 下 池 外巳造 |
| 8 番  | 須 磨 隆 正 |
| 9 番  | 越 後 敏 明 |
| 10 番 | 田 中 正 文 |
| 11 番 | 富 澤 軒 康 |
| 12 番 | 櫻 井 俊 一 |
| 13 番 | 林 一 夫   |
| 14 番 | 戸 坂 忠寸計 |
| 15 番 | 久 木 拓 栄 |
| 16 番 | 山 本 辰 榮 |

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- |             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 小 泉 勝   |
| 副 町 長       | 庄 田 義 則 |
| 教 育 長       | 穴 田 實   |
| 教 育 次 長     | 間 嶋 正 剛 |
| 総 務 課 長     | 寺 尾 隆 之 |
| 富 来 支 所 長   | 坂 本 英 人 |
| 企 画 財 政 課 長 | 新 田 辰 巳 |

情報推進課長	浜 村 大
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
環境安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安 田 朗
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第 1 号ないし第 42 号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第 17 号ないし第 19 号及び第 21 号ないし第 27 号  
(質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 議員提出 発議第 1 号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

( 開 会 ・ 開 議 )

**富澤軒康議長** ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 26 年第 1 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

**富澤軒康議長** 日程に入り、会議録署名の議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、1 番、福田晃悦君、2 番、稲岡健太郎君を指名します。

---

## 日程第 2 会期の決定

**富澤軒康議長** 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 20 日までの 17 日間としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 20 日までの 17 日間と決定しました。

---

## 日程第 3 諸般の報告

**富澤軒康議長** 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 4 町長提出 議案第 1 号ないし第 42 号 (提案理由説明)

**富澤軒康議長** 次に、本日町長から提出のありました議案第 1 号ないし第 42 号を一括して議題とします。以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

**小泉勝町長** はい、議長。

平成 26 年第 1 回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と議会に提案しました案件の概要等についてご説明をいたします。

世界中が沸いたソチオリンピックが先ごろ閉幕しました。日本選手団は、8 個のメダルを獲得し、長野大会の 10 個に次ぐ歴代 2 番目となる成績を収めるなど大健闘を見せました。中でも、スキージャンプ競技の葛西選手は、

41 歳という年齢にもかかわらず、幾多の苦難を乗り越え、念願のメダルを手にしたわけではありますが、その活躍は日本国内に留まらず、世界の人々をも感動させ多くの称賛を受けました。スポーツの素晴らしさを改めて感じるとともに、2020 年開催の東京オリンピックが、今から待ち遠しい限りであります。

さて、今年で3回目を迎えた志賀町祭大漁起舟祭は、寒さ厳しき中にも天候に恵まれ、石川県漁協西海支所をはじめ、関係団体の協力を得て、盛大に開催することができました。ご協力をいただいた関係者の皆様には、厚く御礼を申し上げますとともに、ご多忙中ご来場いただいた議員各位に深く感謝を申し上げます。今年は、炉端焼きコーナーの増設、いけす見学コーナーの新設など、漁港ならではの趣向を凝らしたほか、町のゆるキャラ西能登あかりちゃんをお披露目しました。

お蔭を持ちまして、町外からの誘客を図るバスツアーも定員を超え、今年に来場者数は、2万 1,000 人を数える盛況ぶりとなり、この大漁起舟祭が、能登の冬のイベントとして少しずつ定着してきたものと喜んでいるところであります。今後も、北陸新幹線金沢開業を見据え、本町の食の魅力と賑わいを各方面に発信しながら、町の活性化を図っていきたいと考えております。

次に、企業誘致の推進についてであります。

昨年来、国内の景気は、緩やかな回復基調にあると言われてはいますが、我々地方においては、まだまだそれを実感できるまでには至っていないのが現状ではないかと思えます。加えて、4月から消費税率が引き上げられることから、企業の生産・雇用面に対する影響のほか、景気全般に与える影響が懸念されるところでもあります。本町における企業の動向については、能登中核工業団地において、グループ全体の事業の効率化を図るため、工場の休止を余儀なくされるケースがありました。

一方で、シグマ光機とUHTの工場増設や、靴製造会社のエービーシー・シューファクトリーの事業開始、さらには、今年に入り、パシフィカ・キャピタルによるメガソーラー発電所の新設表明があるなど明るい話題もありました。今後も、能登中核工業団地の特徴である、充実した補助金や電気料金の助成制度などの優位性に加え、のと里山海道の無料化・能越自動車道の整備によるア

クセス向上など、本町の強みを十分にアピールしながら新規企業の誘致をはじめ、既存企業の事業拡大への支援を積極的に推進し、雇用の創出につなげていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

原子力規制委員会では、昨年12月19日に北陸電力から提出された敷地内破砕帯に関する最終報告を受けて、2月22日及び23日に有識者による現地調査を実施しました。調査団は、原子炉建屋付近の岩盤調査坑や敷地内及び福浦断層の試掘坑などを確認し、後日開催される評価会合で敷地内破砕帯の活動性などについて議論する予定とされております。

現地調査の実施は、安全確認に向けた一歩として評価するものであり、町としては、今後の評価会合での議論を注視していくとともに、科学的な根拠に基づく厳正な評価を行い、結果については、地域住民の理解が得られるよう、分かりやすい十分な説明を要請していきたいと考えております。なお、石川県原子力安全専門委員会でも、原子力規制委員会と並行する形で議論を深めるため、昨日から現地調査を実施しております。

さて、平成26年度の当初予算であります。原子力発電所にかかわる固定資産税などの減収が見込まれる中、歳出においては、統合小学校建設や定住促進住宅地造成事業などの大型事業が重なり、大変厳しい予算編成となりましたが、事業の選択と集中に努めた結果、一般会計の総額は、対前年度6億4,000万円増の133億7,000万円、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は、対前年度8億8,200万円余り増の245億1,655万7,000円となり、昨年度に引き続き積極型予算となっております。

一般会計における主な施策事業であります。まず、1点目は交流人口の拡大についてであります。

北陸新幹線の金沢開業が、いよいよ1年後に迫ってきました。車両名が決定し、新型車両が公開され、一部区間での走行試験が実施されるなど、徐々に開業に対する気運が高まってきております。昨年、日本政策投資銀行がまとめた調査によれば、観光客の増加をはじめ、これらの需要により県内生産が誘発される効果や、被雇用者の所得増加が消費を上げる効果など、直接・間接的な効果を合わせると、年間約124億円の経済効果があると試算されています。購買

客の首都圏への流出や、日帰りなどの通過型観光の増加による宿泊者数の減少など、マイナス要因と考えられる部分を差し引いても、相当の経済効果があると予測されており、いかに首都圏からの観光客を本町に呼び込めるかが大きなカギとなります。

そのためには、本町にアクセスしやすい、二次交通の仕組みを整えなければなりません。こうしたことから、町では、全線無料化となり、町内に3箇所のインターチェンジがある、のと里山海道の効果を最大限に生かすため、レンタカー利用者が町内の宿泊施設を利用した場合に、料金の一部を助成する、宿泊振興レンタカー利用助成金交付事業を県内で初めて実施し、交流人口の拡大を図っていきます。さらには、世界農業遺産の認定でも評価され、町の大切な地域資源である増穂浦海岸の歌仙貝、大島海岸の地引き網など、里浜文化にスポットを当て様々なイベントを開催するほか、ホームページでの動画配信やパンフレットなどの媒体を通して、首都圏を中心にPRする志賀の魅力創出支援事業に取り組めます。

また、こうしたソフト事業の実施とともに、シーサイドヴィラ渤海とふるさと文化センターの両施設の運営形態の見直しにおいて、今回議案として提出しております、首都圏の店舗を構える民間事業者を指定管理者とすることにより、既存店舗との連携による首都圏からの誘客促進にも期待をしているところであります。いずれにいたしましても、北陸新幹線金沢開業を千載一遇の好機として捉え、一過性ではなく持続性のある施策を推進し、本町の振興と発展のため全力を挙げて取り組んでいきます。

2点目は、健康福祉対策についてであります。

昨今、中高齢者においては、緑内障が増加傾向にあり、進行すれば失明に至る場合があることから、早期発見、早期治療を目的として、新たに緑内障検診事業を実施します。また、障害者手帳の取得までには至らず、公的支援を受けることができない軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費用を助成する、難聴児補聴器購入助成事業を実施し、福祉の向上を図ります。

3点目は、災害に強いまちづくりについてであります。

本町では、現在86名の防災士が登録され、13団体の自主防災組織が設立されております。これまでも、地域防災組織の育成に対する支援を行ってまいりました

が、新年度においては、新たに町単独事業として、自主防災組織への防災資機材の配備を充実するなど、支援を拡充し、地域の防災力の一層の向上を図っていきます。また、富来小学校体育館の非構造部材耐震化対策事業を実施し、照明器具や内装材、設備器具などの改修を行い、施設の安全性の向上を図ることで、児童が安心して学べる環境整備を進めていきます。

4点目は、農林水産業の振興についてであります。

近年、中山間地域の集落周辺にイノシシが出没し、農作物等の被害が相次いでおります。このことから、新たに、県のいしかわ身近な森保全事業を活用して、集落周辺の森林等において緩衝地帯を設けるなど、被害の防止を図るとともに、従来から実施している電気柵やオリワナの設置も進め、農作物の育成環境を保全していきます。また、イノシシの駆除を進めていくうえでは、町職員にもオリワナ設置の免許を取得させることも一つの方策かと思っておりますので、実施に向け対応していきたいと考えております。

5点目は、若者の定住促進についてであります。

我が国では、今後、人口減少が加速して進行するとの推測が示されており、これに伴う少子高齢化や過疎化の進行が危惧されるところであります。これには、今から、あらゆる手段を講じていく必要がありますが、その対策としては、やはり、若者の定住促進が最優先であると考えております。

具体的には、雇用の場の確保、住みやすい住環境の整備、福祉・教育・医療をはじめとした生活機能の向上が挙げられますが、第一に、若者が定住できる環境を整備していく必要があります。平成24年度から進めている、高浜地区の定住促進事業については、新年度より、宅地造成、道路や上水道の整備など主体となる工事を本格的に開始します。当地域は、高浜市街地に近接し、交通の利便性も高いことから、今後の市街地形成の面からも欠くことのできない事業であると考えており、若者の定住促進策の起爆剤として整備を進め、活気と魅力あるまちづくりを進めていきます。

6点目は、教育施設及び生涯学習施設の整備、充実についてであります。

志賀地域の統合小学校建設事業は、これまで建設検討委員会の審議を踏まえ、各方面の意見集約を図りながら基本設計を取りまとめ、現在は、詳細設計をはじめ、各種の手続きを進めているところであります。新年度は、校舎棟の建築

などに本格着手するほか、広報活動や準備部会を通じて地域の皆様の協力を得ながら、平成 28 年 4 月の開校に向けた事業を実施していきます。

また、生涯学習施設である、海洋センターフレアについては、平成 10 年の竣工以来 15 年が経過をし、施設全体の劣化が進んでいることから、大規模改修を行い、よりよい施設環境を整備し、利用者の利便性の向上を図っていきます。なお、施設改修と並行して、指定管理者の選定手続きも進め、なお一層の住民サービスの向上と経費の節減に努めていきます。

以上、一般会計の主要な施策を申し上げましたが、特別会計及び企業会計では、住民の重要なインフラである下水道施設の整備促進や、ケーブルテレビの放送機器の更新、富来病院でのエックス線透視診断装置の更新など、住民生活に直結する施策を引き続き実施し、住民福祉の向上を図っていきますので、議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案しました案件についてご説明を申し上げます。

案件は、平成 25 年度一般会計などの補正予算並びに条例の制定及び一部改正をはじめ、契約案件、公の施設の指定管理のほか、平成 26 年度当初予算の議案など合計 42 件であります。以下、その大要につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号から議案第 8 号までは、平成 25 年度各会計の補正予算であります。

議案第 1 号 平成 25 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）については、国の好循環実現のための経済対策に基づく補正予算に加え、事業の確定及び精算見込みなどによる所要額を補正するもので、歳入では、法人住民税などの収入見込みによる町税の増額や、国の補正予算による普通交付税の増額などが主なものであります。歳出では、民生費で、子ども・子育て支援事業におけるシステム構築費の計上、土木費では、豪雨災害の未然防止対策として、準用河川の浚渫整備費、直海長田線舗装補修事業などの増額、消防費では、要援護者等の屋内退避施設整備費の計上など、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 1,728 万 9,000 円を追加補正するものであります。

議案第 2 号から議案第 8 号までの特別会計及び企業会計の補正予算については、一般会計と同様、事業の確定及び精算見込みなどにより、それぞれ所

要額の補正を行うとともに、町立富来病院事業会計においては、療養病棟の放射線防護対策工事の実施にかかわる設計監理費及び工事請負費を新規に計上するものであります。

議案第 9 号 志賀町地域の元気臨時交付金基金条例については、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的として、国から交付される地域の元気臨時交付金を平成 26 年度事業に充当するにあたり、基金造成を行うため、条例を制定するものであります。

議案第 10 号 志賀町生活安全条例の一部を改正する条例については、犯罪被害者等の被害の軽減や回復を図るため、見舞金支給に関する規定を追加するなど、被害者等への支援策を推進するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号 志賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を制定する条例について、及び、議案第 14 号 志賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも法律の一部改正に伴い、条例に規定している字句の修正を行うものであります。

議案第 12 号 志賀町社会教育委員条例の一部を改正する条例についても、法律の一部改正に伴い、社会教育委員の所属の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとなったため、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、本年 3 月 31 日をもって、ますほ保育園を休止するに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号 志賀町地域生活改善センター条例の一部を改正する条例については、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、赤崎構造改善センターを地元区に譲渡するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号 志賀町暴力団排除条例の一部を改正する条例については、暴力団排除を推進していくため、町が設置する公共施設における暴力団活動を制限するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号 工事請負契約の締結について「平成 25 年度ふるさと農道

（荒屋地区）災害復旧工事」は、平成 25 年 9 月 4 日の秋雨前線豪雨災害の復旧工事を行うもので、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井裕と 7,079 万 9,400 円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第 18 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（農業基盤整備促進事業 米町地区 農業用排水施設改修工事）は、平成 25 年第 1 回臨時会で議決をいただき、池田建設工業株式会社 代表取締役 池田政基と工事請負契約を締結し施工中であります。安全性と機能性の確保を図るため、ポンプ操作室の電線引込工事を、当初計画していた地上引込から埋設化へ変更するもので、当初契約金額に 982 万 3,800 円を増額し、変更後の契約金額を 1 億 2,157 万 50 円とするものであります。

議案第 19 号 「工事請負契約の締結について」の一部変更について（平成 25 年度 赤住浄化センター改修工事）は、平成 25 年第 4 回定例会で議決をいただき、アムズ株式会社 代表取締役 谷口敏と工事請負契約を締結し、施工中であります。機械設備工事において、接触ばっ気槽の既設接触材の劣化、破損が著しいことから、接触材の取替施工等を追加するもので、当初契約金額に 1,638 万円を増額し、変更後の契約金額を 1 億 3,041 万円とするものであります。

議案第 20 号 財産の無償譲渡については、議案第 15 号と関連するもので、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、赤崎構造改善センターの土地、建物等を地元区である赤崎区に無償譲渡するものであります。

議案第 21 号 シーサイドヴィラ渤海の指定管理者の指定の期間の変更について、議案第 22 号 ふるさと文化センターの指定管理者の指定の期間の変更について、及び、議案第 23 号 志賀町とき実験農場の指定管理者の指定の期間の変更については、現在、これらの施設を株式会社志賀町振興サービスが指定管理をしていますが、この指定管理の期間を 1 年間短縮し、平成 26 年 3 月 31 日までに変更するものであります。

議案第 24 号 地域共生型施設「花のミュージアム フローリィ」の指定管理者の指定については、北陸電力株式会社が管理運営している、アリス館志賀との連携を図ることにより、効率的かつ効果的な管理運営が期待できることから、北陸電力株式会社に新たに指定管理者として指定するものであり

ます。

議案第 25 号 地域共生型施設「花のミュージアム フローリィ（水耕栽培施設）」の指定管理者の指定については、志賀農業協同組合を指定管理者として再指定するものであります。

議案第 26 号 シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センターの指定管理者の指定については、両施設を一体として管理運営することにより、それぞれの施設の相乗効果が期待できることから、一括して指定管理することとし、東京都の株式会社セオリーを、新たに指定管理者として指定するものであります。なお、先程申し上げましたように、同社は、首都圏に店舗を構えており、これらと連携することにより、北陸新幹線金沢開業による首都圏からの誘客促進にも効果があると期待するところであります。

議案第 27 号 志賀町とぎ実験農場の指定管理者の指定については、七尾市の株式会社スギヨファームを、新たに指定管理者として指定するものであります。同社は、これまでの活動実績を活かし、通常の露地野菜等の生産や体験農園に加え、栽培から加工販売まで一体的に行う 6 次産業化や、薬膳料理の素材の試験栽培を予定しているほか、雇用面では、高齢者等の地元雇用や新規就農者の受入れが期待できます。なお、議案第 24 号から議案第 27 号までの 4 件は、いずれも、指定の期間を平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

議案第 28 号 志賀町道路線の認定については、給分地内の道路延長 240.5 メートルを、道路法の規定に基づき、新たに町道第 5099 号給分まえ畑連絡線として認定するものであります。

議案第 29 号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更については、羽咋郡市広域圏事務組合の病院費に係る分担金について見直しを行うもので、現在、施設整備費は、本町が 10.5 パーセント、羽咋市 80 パーセント、宝達志水町 9.5 パーセント、諸費は、1 市 2 町の人口割となっているところでありますが、施設整備費及び諸費の区分を廃し、人口割 25 パーセント及び所在地割 75 パーセントに変更するものであります。なお、この見直しにより、本町の分担金率は、平成 22 年国勢調査人口に基づき、9.3 パーセントになるものであります。

議案第 30 号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、規約の組織団体に、石川縣市町村消防団等公務災害補償等組合及び石川縣市町村消防賞じゅつ金組合を加えるもので、これにより、市町の議会議員と兼ねている 2 つの一部事務組合の議会議員の公務災害補償に関する事務を共同処理するものであります。

議案第 31 号から議案第 44 号までの 12 議案は、一般会計ほか 11 会計の平成 26 年度予算についてであります。当初予算の内容については、省略させていただきますが、細部につきましては、別途予算審議の場において詳しくご説明を申し上げます。

以上、本定例会提出案件 42 件についての概要説明を終わりますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

すいません、読み間違いをいたしましたので。

議案 11 号のところで、2 行目の「条例の一部を改正する」を「制定する」と言ってしまったようです。「改正する」です。訂正いたします。それと、議案 12 号の 2 行目の「社会教育委員の委嘱」を「所属」と言ったそうです。14 ページで 3 行目の町道第 5099 号給分、先ほどは「まえ畑」と言ったそうですが「浜畑」です。30 号 2 行目で、「消防団員」の「員」が抜けていたそうです。それと、最後から 2 番目の「議案第 31 号から議案第 42 号」を「44」と言ったそうなので、これを訂正いたします。

以上であります。

**富澤軒康議長** 説明を終わります。

---

日程第 5 町長提出 議案第 17 号ないし第 19 号及び第 21 号ないし第 27 号（質疑、委員会付託、討論、採決）

**富澤軒康議長** ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第 17 号ないし第 19 号及び第 21 号ないし第 27 号を一括して議題とします。

---

（ 質 疑 ）

**富澤軒康議長** これより、以上の各案に対する質疑を許します。  
(質疑なし)

**富澤軒康議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**富澤軒康議長** お諮りします。各案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、  
委員会付託を省 略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**富澤軒康議長** これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

**富澤軒康議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**富澤軒康議長** これより採決します。

議案第 17 号ないし第 19 号は、起立によって行います。

まず、議案第 17 号 工事請負契約の締結について「平成 25 年度 ふるさと  
農道（荒屋地区）災害復旧工事」、を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

**富澤軒康議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 18 号「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更

ついて（農業基盤整備促進事業 米町地区 農業用排水施設改修工事）、を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15名）

**富澤軒康議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 19 号「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（平成 25 年度 赤住浄化センター改修工事）、を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15名）

**富澤軒康議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号 シーサイドヴィラ渤海の指定管理者の指定の期間の変更について、ないし第 27 号 志賀町とぎ実験農場の指定管理者の指定について、を一括して採決します。

お諮りします。以上の各案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**富澤軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議員提出 発議第 1 号（趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

**富澤軒康議長** 次に、本日、林一夫君ほか 3 名から提出のありました、発議第 1 号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について、を議題とします。

本案の提出者から説明を求めます。

13 番、林一夫君。

**林一夫議員** はい、議長。

今回提出しました、発議第 1 号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について説明させていただきます。

羽咋郡市広域圏事務組合は、地方自治法第 1 条の 3 に定める特別地方公共団

体として、各市町の事務の一部を共同処理するため、昭和 51 年に羽咋郡市 5 市町を対象として、法 248 条に基づいて設置された一部事務組合であります。

当組合では、消防業務をはじめ、病院運営、火葬場やごみ処理場に関する業務、地域振興にかかわる事業等を行っております。今後の懸案事項として、平成 27 年度に着工予定の新規ごみ埋立処分場の建設工事及び既設ごみ埋立処分場の閉鎖工事、また老朽化の著しい羽咋斎場と志賀斎場に代わる火葬場の建設事業、さらには消防本部庁舎の改築、消防の広域化推進や正確で迅速な有事対応など、いずれも圏域住民の安全・安心に欠くことのできない事業が山積しているところであります。

こうしたことから、羽咋郡市広域圏事務組合議会では、圏域住民の負託に応えていくため、組合議会議員定数の増員を図ろうとするものであります。現行の議員定数 12 名を 15 名とし、構成市町それぞれ 1 名を増員し、議会の審査機能の強化と活性化を図るため、法 290 条の規定に基づき志賀町議会の議決をお願いするものであります。

なお、去る平成 25 年 11 月 27 日開催の第 18 回広域圏事務組合議会運営委員会及び第 3 回議会全員協議会におきまして慎重審議され、議員各位の賛同がなされたことも申し添えいたします。議員各位におかれましては、身近な住民生活にかかわる重要事項でありますので、提案の趣旨をご理解いただき、賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**富澤軒康議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**富澤軒康議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**富澤軒康議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**富澤軒康議長** お諮りします。本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**富澤軒康議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

**富澤軒康議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**富澤軒康議長** これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

**富澤軒康議長** 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

( 休 会 )

**富澤軒康議長** 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明5日から10日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、明5日から10日までの6日間は、休会とすることに決しました。

次回は、3月11日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後 2 時 55 分 散会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第 1 号

入札結果報告について

(平成 25 年 12 月 9 日 13 件)

(平成 25 年 12 月 24 日 10 件)

(平成 26 年 1 月 8 日 19 件)

(平成 26 年 1 月 21 日 5 件)

(平成 26 年 2 月 5 日 20 件)

(平成 26 年 2 月 20 日 5 件)

### 2 議長報告第 2 号

例月出納検査の結果について

(平成 25 年 12 月 24 日実施分)

(平成 26 年 1 月 24 日実施分)

(平成 26 年 2 月 24 日実施分)

### 3 議長報告第 3 号

委員会所管事務調査報告について

- ・ 議会運営委員会委員長
- ・ 総務常任委員会委員長

### 4 議長報告第 4 号

議員派遣の決定について